

旭川市市民活動の促進に向けて

平成 21 年 1 月

旭川市市民活動促進検討会議

1 はじめに

旭川市では、市内で盛んに行われている NPO 法人、ボランティア団体、町内会及び地区市民委員会などを始めとした市民の自主的、自発的な活動をまちづくりに積極的に生かし、市民と行政とが一体となった協働のまちづくりを進めるため、平成 18 年 6 月に旭川市市民活動基本方針を策定しました。

市民活動基本方針では、市民活動への支援、協働の推進の取組など、市民活動促進のための基本的な考え方を定めておりますが、私たち市民活動促進検討会議では、これまで 12 回の会議を開催し、市民活動基本方針に基づく具体的な施策の内容について検討を行いました。

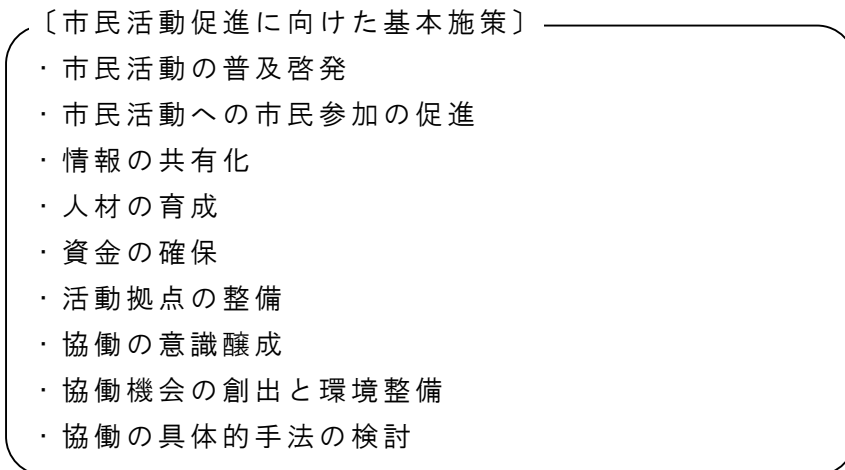
本書は、市民活動の促進に向けた取組、協働の取組を推進するためには、どのような施策の実施が望まれるのか、その内容を体系的に整理したものです。

旭川市が市民活動基本方針に基づく施策を推進するに当たり、本書の内容を踏まえた検討・取組が行われるよう期待いたします。

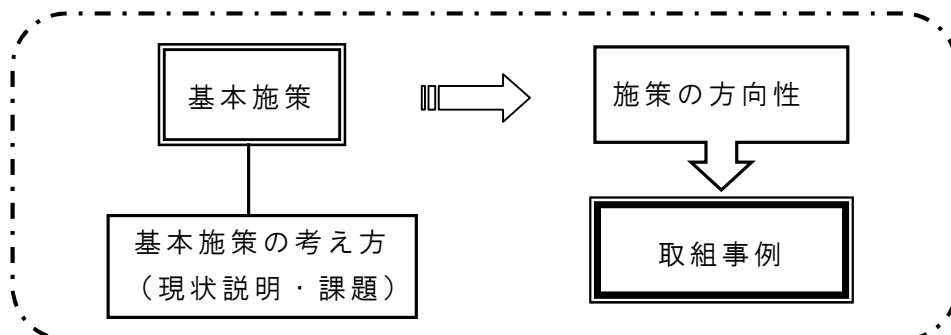
2 構成

本書では、市民活動基本方針の「6 市民活動促進の基本的な考え方」に定める次の項目を市民活動の促進に向けた基本施策と位置付け、基本施策の考え方と施策の方向性を定めるとともに、必要と思われる取組を取組事例として掲げています。

(1) 市民活動促進に向けた基本施策



(2) 全体の体系



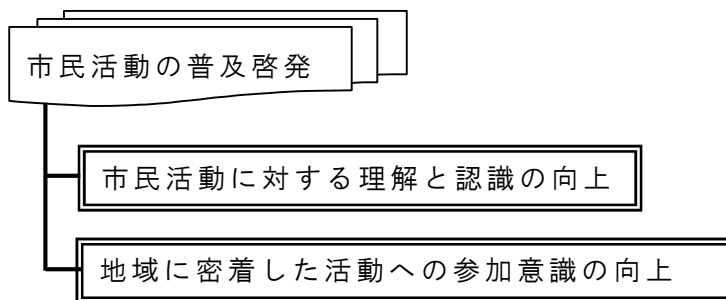
1 市民活動の普及啓発

市民が主体的に行う活動は、旭川市のまちづくりの大きな活力になっており、こうした活動が盛んであることは、まちが元気になり、市民が安心して生活できるとともに、観光客にとっても魅力的なまちであると言えるでしょう。

市民活動を促進するためには、私たち旭川市民一人一人が市民活動に対する理解と認識を深めることが重要となるとともに、市民活動が公共的な役割を担っているという社会的認知を広げるため、市民活動の普及啓発の取組が求められます。

また、地域の町内会・地区市民委員会、防犯・交通安全といった地域活動に取り組む団体の活動は、地域住民の連帯性を高めるとともに、地域で抱える様々な課題の解決など、地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしています。

旭川市においても、年々町内会加入率は減少していますが、高齢化の更なる進展や核家族化の進行など地域で支えあう仕組みの重要性は今後ますます増すことから、町内会等の住民活動や地域活動の意義・役割を改めて見つめ直し、町内会の加入促進や防犯・交通安全などの地域活動の推進に向けた啓発活動などの取組に力を入れていく必要があります。



施策の方向性

(1) 市民活動に対する理解と認識の向上

市民活動の普及啓発を図るためには、私たち市民一人一人が市民活動に対する理解と認識を深めるとともに、市職員も市民活動がまちづくりの大きな力となるという相互理解のもと、取組を進めていく必要があります。

《取組事例》

○市民活動普及講座・講演会等の開催

- ・これから市民活動をはじめたい方、市民活動に関心がある方などを対象とした講座・講演会・フォーラムの開催

○市民活動に対する市職員の意識啓発

- ・市民活動が公共的な役割を担っているという理解と認識を深めるため、市職員を対象とした研修の実施

(2) 地域に密着した活動への参加意識の向上

地域での課題の解決を図る上では、地域に密着した活動である町内会、市民委員会などの活動が大きな役割を果たしています。このため、町内会などの活動の重要性を私たち市民一人一人が理解し、積極的に活動に参加することが求められます。

また、防犯と交通安全などの地域活動は、市民の安全・安心を守るため、非常に重要な役割を担っています。地域の安全は地域で守るという視点から、様々な取組が行われていますが、市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動の活発化のための取組の充実が必要です。

《取組事例》

○町内会活動など地域活動の意識啓発

- ・町内会活動などの地域活動の意義・役割を再確認するための講演会の開催や広報紙等による意識啓発

○町内会の加入促進

- ・町内会・地区市民委員会など関係機関と連携した町内会の加入促進に向けた取組の実施

○防犯・交通安全などの地域安全活動に対する支援

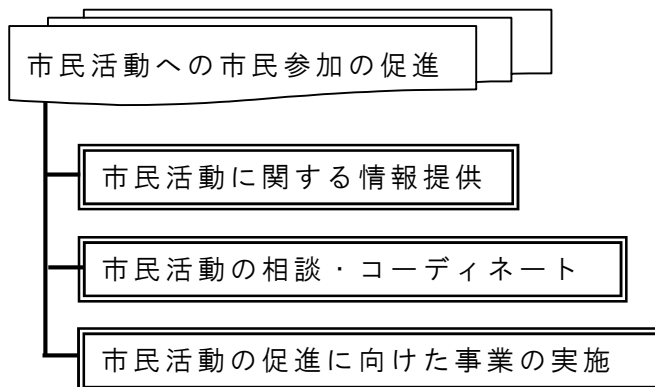
- ・防犯・交通安全等の活動で使用する用具の貸し出しなど地域安全活動に対する支援

2 市民活動への市民参加の促進

市民活動の普及啓発とあわせて、市民活動に多くの市民が参加できるような取組の充実に求められます。このため、市民活動に関する情報提供をはじめ、これから市民活動をはじめたいという方や既に市民活動を行っている方の相談のほか、市民活動に参加するきっかけとなる行事の開催など、市民の市民活動への参加を促すことが重要となります。また、市民活動団体は、それぞれ様々な活動を行っていますが、お互いの結び付きが弱く、活動に伸び悩みを抱えている団体も見受けられます。このため、市民活動団体同士の交流を図り、新たなネットワークを構築することで、団体の活動の幅を広げることも重要となります。

なお、事業の実施に当たっては、NPO サポートセンターの NPO・市民活動交流プラザや旭川市社会福祉協議会のボランティアセンターなどで行われている NPO・ボランティア等の市民活動の相談など、他機関で実施する事業などとも連携を図っていく必要があります。

また、地域においては、課題解決に取り組む主体として、町内会、地区市民委員会などの地縁団体が重要な役割を担っています。住民の地域に対する帰属意識が低下していく中、こうした地縁団体と地域の枠組みにとらわれない専門性、先駆性を備え持つ NPO 法人やボランティア団体などが、共通の課題について、連携して取り組んでいくことも重要です。



施策の方向性

(1) 市民活動に関する情報提供

市民活動の促進を図るためには、市民活動団体の活動内容など市民活動の情報を市民が必要なときに把握できることが大切です。また、市民活動団体に対し、団体が活動する上で必要な情報を的確に提供していくことも求められます。

市民活動の情報の提供に当たっては、市民が情報を入手しやすいといった利用のしやすさの配慮も必要となります。

《取組事例》

○市民活動の情報提供

- ・市民活動団体の情報を効果的に収集し、市民に提供するためのシステムづくり
- ・市民活動に関する行事の案内や市民活動団体支援のための助成金等の情報の提供
- ・市民が利用しやすい情報提供の仕組みづくり

(2) 市民活動の相談・コーディネート

市民活動をはじめようとする市民や既に活動している市民に対し、必要に応じ助言を行い、市民が継続的に活動できるような相談体制の充実が求められます。

また、市民活動をはじめたい市民の意向を踏まえた市民活動団体の紹介や市民活動団体同士や市民活動団体と企業などの結び付けを行うなど、市民活動をコーディネートすることで、市民活動の普及・発展や、活動範囲の拡大、交流の促進を図る必要があります。

コーディネートを行うコーディネーターは、単に人と人、団体と団体を結びつけるだけでなく、情報を的確に捉え、その情報を活動に結び付けるなど、多様な役割が求められます。

《取組事例》

○市民活動の相談

- ・市民活動をはじめようとする市民に対する相談の実施
- ・市民活動団体の活動や運営上の悩みや課題、事業実施に当たっての相談の実施
- ・市民活動団体の運営に関する会計処理、労務管理といった専門的な相談の実施

○市民活動のコーディネート

- ・市民活動をはじめたい市民と市民活動団体のコーディネート
- ・市民活動団体同士のコーディネートによる交流の促進
- ・市民活動団体と各セクター（企業、経済団体、教育・研究機関、職能団体、行政・行政関係団体、地域団体など）とのコーディネート

(3) 市民活動の促進に向けた事業の実施

市民活動の促進を図るためには、市民が市民活動に触れることができる機会を設けるとともに、既に活動している方が相互に交流し、親交を深めるような事業の実施も重要になります。団体同士の交流が生まれることにより、活動の幅が広がり、新たな活動に繋がることも考えられます。

地域においては、町内会、地区市民委員会、その他地域団体などの地縁団体と NPO 法人やボランティア団体などの連携を推進することも重要となります。こうした地域の課題に関わる人が増えることで、新たなネットワークが生まれ、地域に対する関心が高まり、共同体の意識が芽生え、地域コミュニティの活性化につながっていきます。

また、生涯学習活動との連携を進めるとともに、より実践的な活動となるよう活動の発展を促すような取組も求められます。

《取組事例》

○市民活動の促進に向けた事業の実施

- ・市民活動の意義や素晴らしさを学ぶ市民活動フォーラムの開催
- ・市民活動団体の活動紹介・PR を行う市民活動見本市の開催
- ・市民活動団体の相互交流を図る市民活動団体交流会の開催

○地縁団体と NPO 法人やボランティア団体などとの連携

- ・地域における町内会、地区市民委員会などと NPO 法人やボランティア団体などとの連携・協働の推進

○生涯学習活動との連携

- ・生涯学習団体や関連施設との連携による事業の実施
- ・生涯学習活動に参加する市民に対する実践活動への発展を促す支援の実施

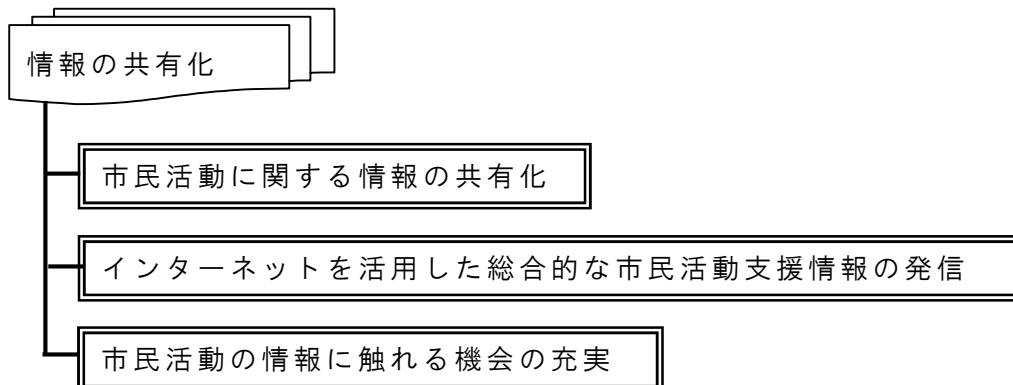
3 情報の共有化

市民活動の活性化のためには、市民活動団体の情報や行政の市民活動に関する情報の共有化を進め、市民が必要な情報を的確に入手できるような仕組みの構築が求められます。

市民にとっては、市民活動に参加するきっかけとなる市民活動の行事の案内や市民活動団体の情報、市民活動団体にとっては、他の市民活動団体の情報や行政などの補助金・助成金などの市民活動の支援情報をはじめ、地域の課題やニーズに関する情報や社会資源に関する情報なども重要になります。行政にとっては、共通の課題に協力して取り組む相手方となる市民活動団体の情報をはじめ、市民活動団体が把握している地域の実情・課題のほか、地域の魅力や可能性に関する情報などが重要になります。

市民活動に関する情報は、旭川市や各市民活動団体が発信していますが、情報が分散している、情報を探すことが難しい、情報に辿り着くまでに時間がかかるといった問題があります。また、市民活動団体が自分達の活動に対する理解を広げるためには、自ら積極的に情報を公開することが必要であり、市民活動が主体的に情報発信していくことが求められます。このため、身近な情報手段であるインターネットを利用し、全ての市民活動団体が利用できる総合的な市民活動支援情報サイトの開設など、市民活動の情報提供の環境整備に努める必要があります。

また、市民活動に関する情報を提供する窓口の設置や、市民活動ニュースの発行などインターネット以外の媒体を活用し、市民活動の情報に触れる機会を増やす取組も求められます。さらに、市民活動団体同士の情報交換会や市民活動団体と行政の情報交換の場の設定などを通じ、情報の共有化を図り、相互の連携を深めていくことが重要となります。



施策の方向性

(1) 市民活動に関する情報の共有化

市民活動の促進を図るためには、市民活動団体の情報など、必要な市民活動の情報を市民が的確に利用できる仕組みづくりとともに、市民活動団体に対し、必要な情報を提供するための取組も求められます。

市民活動の情報の提供に当たっては、市民が情報を入手しやすいといった利用のしやすさの配慮も必要となります。

また、市民活動団体はそれぞれの目的に向かって活動していますが、横の連携に乏しいという問題を抱えていると言われていています。このため、各団体が抱える課題の共有化を図り、情報交換を通じ団体間の連携を深めるなど、お互いの活動を知り、活動の幅を広げることが重要となります。

《取組事例》

○市民活動に関する情報収集・発信

- ・市民活動団体の情報を効果的に収集し、市民に提供するためのシステムづくり
- ・市民活動に関する行事の案内や市民活動団体支援のための助成金等の情報の提供
- ・市民が利用しやすい情報提供の仕組みづくり

○行政と市民活動団体との情報の共有

- ・市民活動団体の活動やその成果に関する情報を行政施策に反映させていくシステム作り
- ・行政施策に関する情報を関連する市民活動団体と共有するためのシステム作り

○市民活動の情報交換の推進

- ・市民活動団体と行政、企業等との情報交換会の開催
- ・市民活動団体のネットワーク化の推進

(2) インターネットを活用した総合的な市民活動支援情報の発信

身近な情報媒体として、インターネットがあります。インターネットは、Web環境を持っていれば誰でも利用でき、また、情報の即時性に優れ、効率的に情報の発信を行うことができることから、インターネットを活用した総合的な市民活動支援情報の発信を行い、市民活動の情報の共有化を進める必要があります。

《取組事例》

○市民活動支援情報 Web サイトの構築

- ・市民活動の情報を総合的に提供する Web サイトの構築
- ・市民活動団体の主体的な情報発信の支援
- ・インターネット上での市民活動団体の意見交換の推進

○市民及び市民活動団体のインターネット活用のための支援

- ・インターネット活用に関する学習会の開催、技術的支援など

(3) 市民活動の情報に触れる機会の充実

情報の提供ツールとして、インターネットは重要なものですが、インターネットだけではなく、市民活動ニュースの発行や窓口で直接情報を提供するなど、市民活動の情報に市民が触れる機会を増やすことが大切です。

《取組事例》

○市民活動情報提供窓口の設置

- ・市民活動に関する情報提供コーナーの設置

○市民活動の情報提供方法の充実

- ・市民活動ニュースの発行
- ・電子メールによるメールマガジンの発行
- ・市民活動情報提供コーナーを活用した市民活動団体の情報発信
(チラシ・パンフレットの設置など)

4 人材の育成

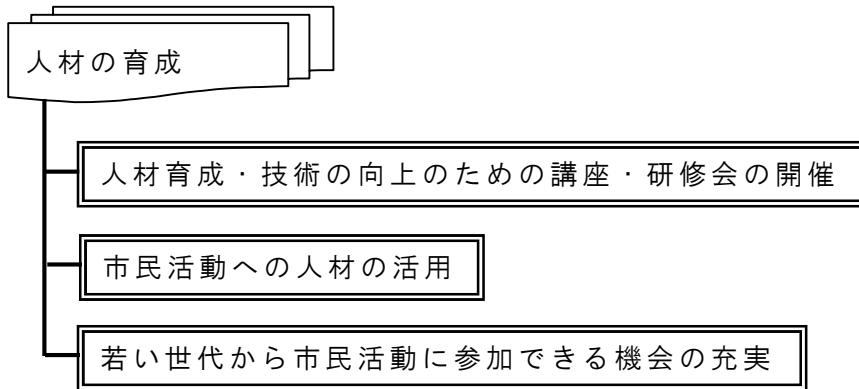
市民活動が継続・発展し、効果を発揮するためには、市民活動を担う人材の育成が重要となります。

市民活動団体の運営の継続のためには、安定的な運営基盤が必要となることから、的確な労務管理や経理事務などの専門的知識が求められるほか、組織運営もしっかりしていなければなりません。このため、市民活動団体の人材育成の機会を確保することが重要となるとともに、運営基盤の確立のため、市民活動団体が主体的に人材育成に取り組むことも求められます。

さらに、市民活動団体の運営を支えるのは、個人個人の人材であり、活動に参加する個人のレベルアップも重要となることから、技術向上のための研修の開催などの取組も必要となります。

また、市民活動団体の活動を支えるため、様々な資格や特技を持った地域の人材を登録し、市民活動団体に紹介する仕組みの検討や、様々な市民活動の相談を担うとともに、地域の人材と市民活動団体のコーディネートを行うコーディネーターの配置などの取組を推進する必要があります。

市民活動団体が抱える共通の課題として、市民活動への参加者の高齢化が進み、若い世代の参加者が少ないという問題があります。このため、中学校、高等学校、大学に通う学生をはじめ、若い世代から市民活動に参加する機会を充実させていくことが求められます。



施策の方向性

(1) 人材育成・技術の向上のための講座・研修会の開催

市民活動の促進や市民活動が力を発揮していくためには、そこに参加する市民や、活動を中心的に引っ張っていくリーダーなどの人材の育成が重要となります。

一方、市民活動団体が継続して活動するためには、運営基盤の確立が重要となります。団体の運営においては、会計等の経理、スタッフなどの人員管理、団体を運営するためのマネジメント能力など、専門的な知識が必要な部分もあります。

また、団体の活動の魅力を高め、より充実させるためには、効果的な広報宣伝方法、企画提案のためのプレゼンテーション、会議などを円滑にまとめるファシリテーションなどの技術向上も重要となります。

《取組事例》

○市民活動の中心となるリーダーの育成

- ・人間関係・ネットワークづくりなど市民活動リーダー育成のための研修会等の開催
- ・人材育成のための行政との合同研修会等の開催

○市民活動団体の運営基盤の確立のための講座・研修会の開催

- ・NPO法人の設立や設立後の手続に関する講座等の開催
- ・市民活動団体の会計処理・経理に関する講座等の開催
- ・市民活動団体に関する法制・税制・労務管理などの講座等の開催
- ・効果的な広報宣伝方法など団体運営の向上に関する講座等の開催
- ・資金調達・マーケティングなど事業運営の向上に関する講座等の開催
- ・コンプライアンス（法令順守）、社会的責任など団体運営に関する講座等の開催

○市民活動に役立つ個人の技術向上のための講座・研修会の開催

- ・ファシリテーション、コミュニケーション、意思決定など個人の能力向上に関する講座等の開催
- ・ホームページ、報告書の作成などパソコン技術に関する講座等の開催

(2) 市民活動への人材の活用

地域には様々な特技や資格を持つ人材がいます。旭川市の取組としては、社会教育部で生涯学習活動を援助する講師の登録が行われていますが、市民活動団体の広報活動、団体運営のための会計処理・経理、労務管理といった団体が抱える課題を解決するため、市民の有する専門的技術・知識・ノウハウをいかし、市民活動を支援する取組が必要となります。

また、様々な市民活動の相談を担うとともに、地域の人材と市民活動のコーディネーターを行うといったコーディネーターの役割が重要となることから、コーディネーターの配置について検討する必要があります。

《取組事例》

○市民活動を支える人材の活用

専門的な知識やノウハウを持った地域の人材の登録・紹介

○市民活動コーディネーターの配置

・市民活動コーディネーターの配置

(3) 若い世代から市民活動に参加できる機会の充実

市民活動への参加者の高齢化が進み、若い世代への交代が難しいという課題があります。若い世代の参加により、これまで団体が蓄積した経験に、若者ならではの発想や技術が加わり、市民活動の活性化や活動の幅が広がっていくなどの効果が見られることもあることから、若い世代を巻き込んだ市民活動を実現するための対策や、仕組みについての検討が重要となります。

このため、教育機関や市民活動団体と連携して、学生が市民活動に参加できるような仕組みなど、若い世代が気軽に市民活動に参加できるような機会の充実を図っていくことが求められます。

《取組事例》

○市民活動インターンシップの実施

・教育機関と連携した学生による市民活動体験の実施

○大学など教育機関との連携・協働

・大学など教育機関との連携や協働事業の実施

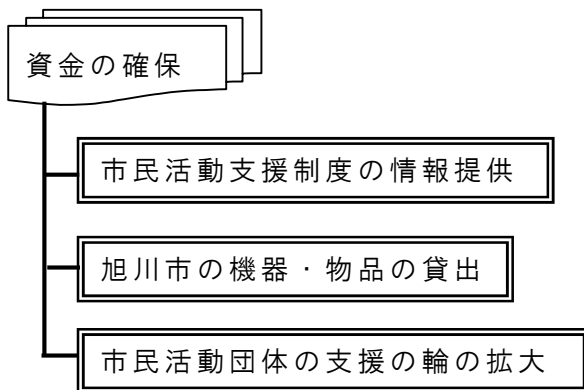
5 資金の確保

市民活動団体は、本来自立した活動であり、その活動資金は、構成員の会費や寄付金などが充てられていますが、会費以外の外部からの資金調達が難しく、活動を続ける上で資金面での悩みを抱えている団体も多いという実体があります。

旭川市の厳しい財政状況などもあり行政機関の資金的な支援は縮減する傾向にありますが、民間も含めた幅広い助成や融資制度の情報を一元的に入手できるような仕組みの構築や、市民活動支援のための基金や融資制度などについて、市民活動を支える仕組みの内容や枠組みなども検討していくことも求められます。また、市民活動団体が活動する上で必要な機器、物品の貸出なども間接的に旭川市が経費を負担することになることから、側面から市民活動を支える仕組みを検討することも大事です。

一方、近年は民間などの助成金において、企画提案型の制度が増えてきており、説得力のある企画書の作成やプレゼンテーション能力の向上が重要となるなど、市民活動団体が自立するために様々な努力をしていくことも求められます。

また、企業の社会貢献活動の一環として、市民活動団体の支援に取り組む企業も増えていることから、市民活動団体の活動を広くPRし、活動の理解を得ながら連携を深めていくなど、市民や企業の支援の輪を広げていくことも重要となります。



施策の方向性

(1) 市民活動支援制度の情報提供

助成金や融資制度など、行政や民間の様々な市民活動を支援するための制度がありますが、情報の発信源が分かれており、制度があっても、市民活動団体に情報が伝わらないなどの課題があります。このため、助成金や融資制度などの情報を効果的に収集し市民活動団体に提供する仕組みが求められます。

《取組事例》

○市民活動を支援する制度・事業の情報提供

- ・助成金・融資制度など市民活動を支援する制度・事業の情報の集約・提供

(2) 旭川市の機器・物品の貸出

旭川市が持つ機器や物品などの財産や使用しなくなった不用物品を効果的に活用し、市民活動団体の活動を支える仕組みの検討も必要です。このためには、機器や物品を貸し出す際のルールづくりや、破損等の事故があった場合の取扱などを事前に定めておくなどの条件整備も求められます。

また、市民活動団体に対する活動スペースの貸与や提供も一つの方法です。

《取組事例》

○旭川市の機器・物品等の貸出・提供

- ・プロジェクター、ポータブル音響機器など機器・物品の市民活動団体への貸出
- ・旭川市が機器・物品を貸し出す場合の条件整備
- ・旭川市で使用しなくなった物品の市民活動団体への提供
- ・市民活動団体に対する活動スペースの貸与や提供

(3) 市民活動団体の支援の輪の拡大

市民活動団体の活動をさらに発展させるためには、企業をはじめ経済団体、教育・研究機関、職能団体、行政機関など市民活動団体の支援の輪を拡大させることが重要となります。

専門的なノウハウを有する企業などと連携することで、活動の幅が広がることや魅力のある事業の実施に繋がるなどの効果が期待されます。このため、市民活動団体の活動のPRを行い、理解を得るための取組が重要となります。

また、直接的な市民活動支援のための手法としては、基金や融資制度があります。基金については、行政による基金のほか、市民活動団体などが主体となった基金もあることから、その枠組みや内容の検討が必要になります。

一方、市民活動支援のための融資制度については、市民活動団体が行う融資制度や、市民活動団体に活用可能な行政や民間の融資制度もあることから、こうした制度などの情報提供を行うなどの取組も重要となってきます。

《取組事例》

○市民活動団体の企業説明会・交流会の開催

- ・企業への市民活動団体の活動内容の説明会の開催
- ・市民活動団体と企業の交流会の開催

○市民活動団体と企業、経済団体、教育・研究機関、職能団体等とのコーディネート

- ・市民活動団体と企業、経済団体、教育・研究機関、職能団体等とのコーディネート

○市民活動支援のための基金制度の検討

- ・市民活動支援のための基金制度の枠組みの検討
- ・基金を活用した市民活動団体に対する支援内容の検討
(透明性・公開性の確保など)

○市民活動支援のための融資制度の周知

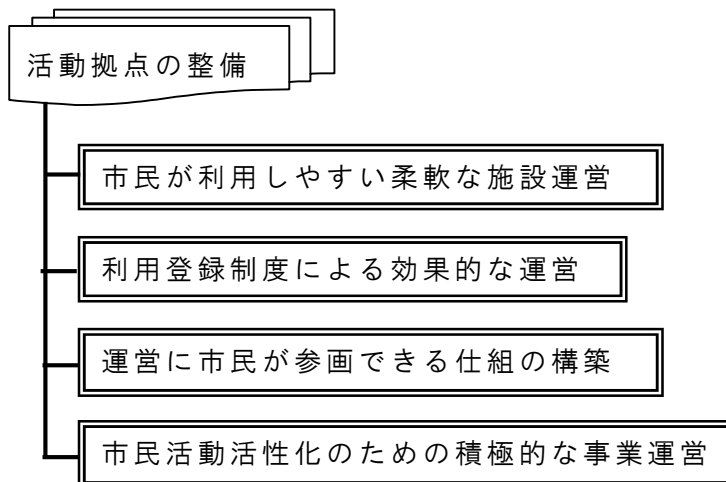
- ・市民活動支援のための融資制度に関する情報提供
- ・融資制度活用に関する相談など市民活動団体支援

6 活動拠点の整備

市民活動の普及・促進を図り、協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体の活動を総合的に支援する「市民活動交流センター（仮称）」の整備が望まれます。

市民活動交流センター（仮称）では、情報の収集・提供、人材の育成などの事業や、市民活動の作業場所としての機能を備えるほか、団体同士の交流を深めながら、お互いを結びつけるコーディネート機能を果たすなど、市民活動の活動拠点としての役割が期待されます。また、市民活動交流センター（仮称）での活動を通じ、市民活動がより活発になることで地域づくりやまちづくりへの大きな力になっていくでしょう。

市民活動交流センター（仮称）の運営に当たっては、事業の企画段階から多くの市民活動団体に関わることができるような仕組みを設けるなど、利用者の意見を尊重し、市民とともに成長する施設を目指すことが大切です。また、本市の新しいまちづくりに向け、市民や市民活動団体の主体的な活動力をより高め、地域そのものが有する潜在的な可能性を最大限引き出すための積極的、創造的な事業運営が求められます。



施策の方向性

(1) 市民が利用しやすい柔軟な施設運営

市民活動交流センター（仮称）の運営に当たっては、利用する市民、市民活動団体がセンターを利用して良かった、またセンターを利用したいと思うことができるよう、市民が利用しやすい柔軟な施設運営を目指すことが望まれます。

このためには、市民や市民活動団体が利用しやすい開設時間や利用料金体系とするほか、施設利用の禁止事項をできるだけ少なくするなどの検討が必要です。

また、センターが求められる機能を十分に発揮するためには、特定の分野やグループに偏らないよう、バランスの取れた運営を確保する必要があります。

《取組事例》

○市民が利用しやすい環境の整備

- ・ 夜間の開設（午後 10 時まで）、土曜・日曜日・祝日の開設
- ・ 施設管理者の判断による開設時間の短縮・延長など柔軟な運営
- ・ 市民活動団体が利用しやすい料金設計
（市民活動団体と一般の利用に差を設けるなど）
- ・ 公共交通機関のアクセスの確保
- ・ 一定数の駐車場の確保

○施設利用条件の緩和

- ・ 市民活動団体以外の利用も広く認める
- ・ 飲食の取扱や市民活動団体の物販など利用条件の緩和
- ・ 施設敷地の円環広場の活用
- ・ 利用手続の簡便化、柔軟化、利用調整の仕組みの検討

○幅広い市民や市民活動団体が利用しやすい施設運営

- ・ 市民が気軽に立ち寄れるような環境作り
- ・ 新たな利用を開拓するための取組
- ・ 利用団体間の調整などへの自主管理の導入
- ・ ネットワークづくりや組織化の支援

(2) 利用登録制度による効果的な運営

市民活動交流センター（仮称）からの連絡や市民活動団体に対する支援を円滑に行うためには、利用する市民活動団体の登録制度を検討することも一つの方法です。

登録制度を設けることによって、団体間の連携、情報の共有化などを推進することができ、効果的な事業の実施や支援を行なうことができると期待されます。

《取組事例》

○利用登録制度の推進

- ・ 市民活動団体の利用登録制度の実施
- ・ 利用登録した団体の施設の優先予約の実施

(3) 運営に市民が参画できる仕組み

市民活動交流センター（仮称）については、利用する市民・市民活動団体が、センターの運営に参画できる仕組みなど、利用者の意見を尊重した施設運営が求められます。

《取組事例》

○利用者の意見の把握

- ・意見箱の設置、電子メール等による意見の募集
- ・利用する市民活動団体等に対するアンケートの実施
- ・利用する市民活動団体等の参加による意見交換会の開催
- ・事業参加者に対するアンケートの実施

○運営に市民が参画できる仕組み

- ・市民、市民活動団体が運営等について助言できる機関の設置
（運営委員会、評価委員会、懇談会等）
- ・センター運営管理者、センター設置者（市）による管理運営の点検・評価
- ・センター主催行事への参画（実行委員会への参加など）
- ・センターの広報啓発事業への参加
- ・市民活動支援ボランティア（機器利用支援、コミュニケーション支援、移動支援、託児など）としての参加

(4) 市民活動活性化のための積極的な事業運営

市民活動交流センター（仮称）は、単なる貸館業務や情報提供業務だけではなく、市民や市民活動団体をはじめ、地域そのものが有する潜在的な可能性を最大限引き出すための積極的な提案、きっかけ作りや仕組み、モデルの構築など、創造的な事業運営が求められます。

《取組事例》

○市民活動活性化のための事業の実施

- ・センターによる市民活動活性化のための主催事業の実施
（研修会、交流会、啓発事業、新しい試みの提案やモデル作り）
- ・市民活動団体・関係団体等との共催による事業の実施
- ・市民活動団体の事業に対する後援・協力

○活動拠点から地域に展開する事業

- ・市民活動に関する出張相談、出前講座
- ・地域で実施する行事などへの参加、人材派遣

○他地域の間接支援組織や団体などとの交流・協働

- ・他地域の間接支援組織や団体などとの交流・協働

○市民・市民活動団体と行政などとの協働の拠点

- ・市民・市民活動団体と行政、その他の団体・機関との協働の拠点としての活用

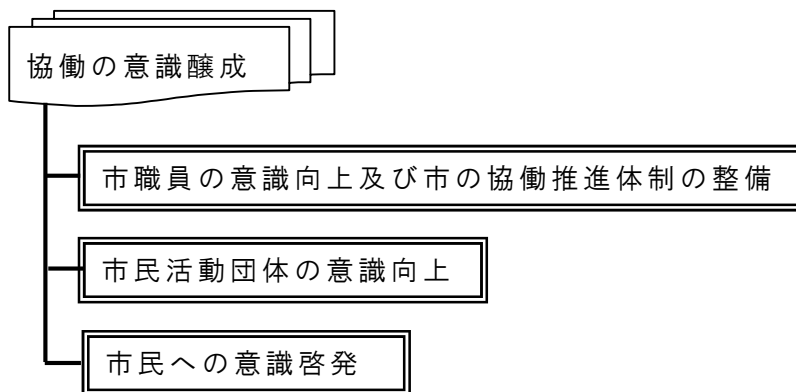
7 協働の意識醸成

協働の目的は、市民活動団体と行政の双方に共通する公共的な課題を解決することにあります。

昨今、協働が行政の施策を推進する上でのキーワードとなっています。しかしながら、協働という考え方が、市職員の全体の意識となっているのでしょうか。市民を事業の下請けの相手方としてとらえ、ボランティアだからお金がかからないなど、「協働＝行政経費の縮減」と勘違いしていないのでしょうか。

また、市民活動団体においても、市と協働することで運営資金や事業費の補助を受けたいなど、「協働＝活動支援」と考えていないのでしょうか。

協働とは、目的や課題を共有することからはじまります。また、協働の相手方の特徴を理解し、お互い対等な立場で事業を進めていくことが大切です。このため、行政及び市民活動団体それぞれが協働に対する基本的理解を深めるなど、協働の意識の醸成に努めていくことが求められます。



施策の方向性

(1) 市職員の意識向上及び市の協働推進体制の整備

協働の取組を進めるためには、市職員一人一人が協働についての理解を深め、協働の意識を高めていくことが重要となります。

このため、市職員が市民活動と協働に対する基本的理解を深めるための取組として、協働事例の紹介などを行う研修の実施や、協働の一般的な手順を説明した協働マニュアルの作成など、協働の意識醸成のための取組の充実が求められています。また、市内部の協働推進体制を整備し、旭川市全体として協働を推進していくことが重要です。

《取組事例》

○協働に関する職員研修の実施

- ・ 協働の基本的理解を深めるための職員研修の実施
- ・ 協働マニュアルの作成
- ・ 市民活動団体との人材交流や合同研修の実施

○協働推進体制の整備

- ・ 市の各部局において協働の取組を推進する協働推進担当者の配置
- ・ 市の協働の取組の検討や進行管理を行う協働推進会議の設置
- ・ 市の部局の枠を超えて市民や市民活動団体との連絡調整、機能を果たす仕組みの構築
- ・ 協働の進行管理や、情報の蓄積・伝達・共有化のための仕組み作り
- ・ 市民や市民活動団体からの意見・提案・要望・評価を協働推進体制の改善・向上に繋げる仕組み作り
- ・ 協働の取組による成果や課題などを活かして協働推進体制の改善・向上に繋げる仕組み作り

(2) 市民活動団体の意識向上

協働の取組を進めるためには、市民活動団体が協働についての理解を深めていくことも重要となります。

このため、協働の考え方や協働事例を紹介する機会を設けるとともに、市と市民活動団体の調整を行うコーディネートや協働について適切なアドバイスを行う相談窓口の設置など、市と市民活動団体の懸け橋となるような取組が望まれます。

《取組事例》

○協働に関する講演会等の開催

- ・ 協働の基本的理解を深めることができる講演会・フォーラム等の開催

○協働に関する相談窓口の設置

- ・ 協働に関する旭川市の相談窓口の設置
- ・ 協働に関する旭川市と市民活動団体のコーディネート

(3) 市民への意識啓発

協働の取組は、その取組が市民に理解されるものでなければなりません。このため、協働の取組事例の紹介を行うほか、広く市民が参加できる協働の取組を推進し、市民への意識啓発を図ることが求められます。

《取組事例》

○市民への協働の意識啓発

- ・ ホームページでの協働の取組事例の情報発信
- ・ 講演会・フォーラム等の開催による協働の取組事例の紹介
- ・ 広く市民が参加できる協働の取組の推進
- ・ 市民、市民活動団体、行政が共有すべき現状や課題に関する情報の発信
- ・ 市民からの要望や提案を受けての協働の取組の積極的実施、実施過程や成果の情報提供

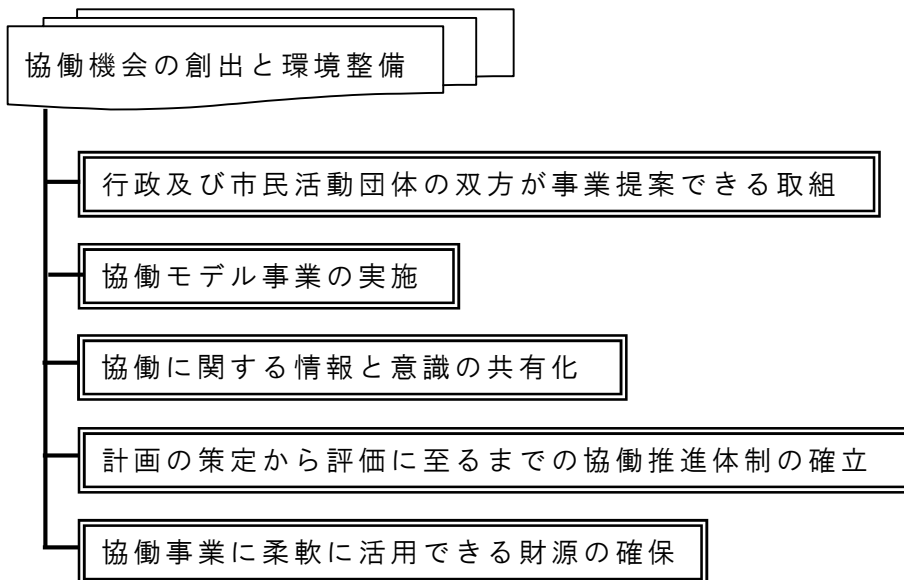
8 協働機会の創出と環境整備

協働の取組は、市民活動団体と行政が共に考えながら、効果を生み出していくものです。このため、共通の公共的な課題を解決するために、双方から事業提案できるような仕組みとして、市民活動団体の提案に基づき、行政と市民活動団体が協働して事業に取り組む協働事業提案制度の創設や、市民活動団体、行政双方の長所を協働の取組に生かすため、市民活動団体と行政とを結びつける相談窓口の設置やコーディネート機能の充実が望まれます。

協働の機会創出を図るためには、協働の考え方や内容の理解を深め、協働事業の足がかりとなる協働モデル事業の実施について検討することも一つの方法です。

協働を効果的に進めるためには、行政が市民活動団体の特性を理解するとともに、市民活動団体も事務手続きや行政の特性を理解することが必要です。一般に、行政のサービスは、平等・公平を原則としており、公正な手続きが求められ、一方、市民活動団体は、自主的・自発的であることから、個別的で多様なニーズに柔軟に対応できると言われています。しかしながら、意思決定過程や事業の進め方などが異なるため、協働することにより非効率的になる、また、期待した効果を得ることができないなどの問題が生じないように、お互いの理解を進めるため、行政及び市民活動団体が協働に関する情報と意識を共有していくことが重要です。

また、行政施策の計画の策定から評価に至るまでの過程において、協働を推進する体制を確立していくことや、協働事業に柔軟に活用できる新たな財源の確保など、協働機会の創出のための環境整備も必要となってきます。



施策の方向性

(1) 行政及び市民活動団体の双方が事業提案できる取組

協働の機会の創出のための取組として、協働事業提案制度の創設が考えられます。協働事業提案制度の実施に当たっては、協働することで事業効果が発揮できるか十分検討するとともに、事前に事業の実施方法や旭川市と市民活動団体の役割分担を明確にするなど、旭川市と市民活動団体が協力して事業に取り組むことが重要となります。

あわせて、行政及び市民活動団体の双方が事業提案できる仕組みとして、協働相談窓口を設置し、旭川市と市民活動団体の協働に関するコーディネートを行うなど、協働の取組を円滑に推進することが求められます。

《取組事例》

○協働事業提案制度の創設

- ・旭川市と市民活動団体が協働して実施する事業の提案制度の創設

○協働相談窓口の設置

- ・市民活動団体や市の各部局の協働に関する相談を行う窓口の設置
- ・旭川市と市民活動団体の協働に関するコーディネート

(2) 協働モデル事業の実施

協働の機会創出を図るためには、協働の意識醸成が重要となりますが、協働の考え方や事業内容などを理解してもらい、協働の効果を実感できるようなモデル事業の創出に努めることも一つの方法です。

協働モデル事業の実施に当たっては、事業の企画段階から市民と行政が共に検討を行い、その内容を公開するなど、事業実施までのプロセスの透明性を図ることが望まれます。

《取組事例》

○協働モデル事業の実施

- ・協働に対する理解を深める協働モデル事業の実施

(3) 協働に関する情報と意識の共有化

協働の機会を広げるためには、旭川市と市民活動団体がお互いの特性を尊重し、相互理解を進めていくことが重要となります。そのためには、協働マニュアルの作成など協働につながっていく様々な情報を分かりやすく市民に提供するとともに、市民が協働に触れる機会を設けることや、旭川市と市民活動団体が情報を交換し、共有できる機会を設けることが重要となります。

《取組事例》

○協働に関する情報と意識の共有化

- ・ 市民活動団体の情報発信
- ・ 協働の考え方や手順などをまとめた協働マニュアルの作成
- ・ 旭川市と市民活動団体の意見交換の場の設定
- ・ 協働事業の合同評価会議の開催とその情報公開

(4) 計画の策定から評価に至るまでの協働推進体制の確立

各種行政計画の策定などを市民参加で行う場合は、その計画実施の進捗状況のモニタリング、必要に応じた計画の追加・修正、評価と課題や展望の整理に至るまでの過程が断絶することなく責任を持って行われるように推進体制を整えることが重要です。特に、複数部局にまたがる総合的な計画の策定・実施については工夫が必要です。

《取組事例》

○計画策定や施策検討へのより効果的な市民参加の推進

- ・ 参加者の年齢、性別、活動分野などに偏りのない人選による多様な視点による検討
- ・ まちの現状や市民ニーズを良く把握している人材との連携
- ・ 参加者の意見を十分に取り入れて建設的な議論をするための工夫
(会議の回数・頻度、方法等の検討、情報提供と説明など)

○計画策定から実施に至る過程を通じた協働推進体制の管理

- ・ 計画策定や目標設定の観点からのモニタリング・評価の実施
- ・ 環境の変化や進捗状況に応じた計画の追加・修正ができる体制の確保
- ・ 市の担当部局による説明責任の確保

(5) 協働事業に柔軟に活用できる財源の確保

市民による寄付制度や企業等による寄付・助成・協賛の仕組み、協働収益事業や地域通貨の導入など、協働事業に柔軟に活用できる財源の確保の検討が必要です。

《取組事例》

○協働事業に柔軟に活用できる財源の確保

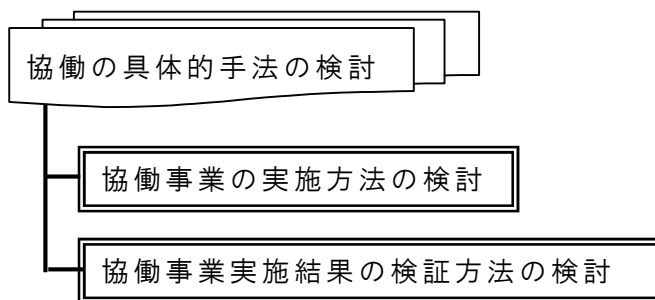
- ・ 市民による寄付制度、企業等による寄付・助成・協賛の仕組みの検討
- ・ 協働収益事業の実施、地域通貨の導入などの検討

9 協働の具体的手法の検討

協働事業を具体的に進めていくためには、事業の実施方法や経過などの情報の公開を進めるとともに、結果の検証を行い、その結果を今後の事業に反映していくということが大事です。また、協働事業を円滑に推進するためには、一般的な事例や手続きなどを定めたマニュアルの作成が望まれます。

協働マニュアルの作成に当たっては、行政が一方的にマニュアルを作成するのではなく、市民活動団体と共通の理解のもと準備を進めるなど、市民にとっても使いやすいものとなるよう検討する必要があります。

また、協働の手法としては、委託・共催など様々な手法がありますが、委託の場合は、単なる行政の下請けとして考えるのではなく、団体の専門性や機動性といった特性が生きるよう一定のルールを定めるなどの検討が必要となります。



施策の方向性

(1) 協働事業の実施方法の検討

協働事業を円滑に推進するため、事業手法や実施方法について、一般的な事例や手続きなどを定めていくことが望まれます。内容の検討に当たっては、市民活動団体と行政が共に検討を行うなど、お互いの理解を得ながら進めていく必要があります。

また、協働事業の実施に当たっては、協働事業の実施方法や経過などの情報公開・情報提供を積極的に進め、協働の取組に対する市民の理解が進むよう周知を図るとともに、情報を公開することで事業の透明性を図っていくことが大事です。

《取組事例》

○協働事業プロセスの検討

- ・ 協働マニュアルの作成など協働事業プロセスの検討
- ・ 市民活動団体への事業委託のルール化
- ・ 提案型協働事業の基準づくり

○協働事業の情報公開・情報提供の推進

- ・ 協働事業の周知や透明性を図るための情報公開・情報提供の推進

(2) 協働事業実施結果の検証方法の検討

協働事業の実施に当たっては、初期の目的を果たすことができたか、手順など見直す点はないかなど、結果の検証を行い、今後の事業に反映させていくことが重要となります。このため、旭川市が事業を実施する場合において、協働の視点から事業の評価を行うなどの取組が求められます。

《取組事例》

○旭川市の事業の協働の視点での評価

- ・ 旭川市の事務事業評価における協働の項目の設置

○協働相手や市民からの評価を新たな事業や行政施策実施体制に反映させる仕組みの確立

- ・ 協働事業の合同評価会議の開催
- ・ 協働相手からの意見聴取とその意見反映
- ・ 市民からの評価を協働相手と共有し、必要に応じて連携して対応する仕組み作り

旭川市における市民活動の推進については、平成 18 年 6 月の旭川市市民活動基本方針の策定に始まり、平成 20 年 12 月には、市民活動情報サイトを開設し、情報収集と提供の仕組みができるなど一部の取組が進んできております。今後は、市民活動交流センター（仮称）の開設をはじめ、具体的な協働の仕組みづくりなど、市民活動の活性化に向け更なる充実が期待されるところです。

市民活動促進検討会議に参加している私達は、それぞれの思いで、福祉や環境など各分野で市民活動に取り組んでおり、会議の中では、自分達の活動や経験を踏まえ、様々な視点から意見交換を進めてきました。

会議の中では、市民活動に参加する方の年齢が高齢化し、若い人にもっと活動に参加してもらいたいとか、同じような趣旨で活動している団体が、合同で行事を開催するなど、もっと団体間の連携を深めることで市民活動の更なる盛り上げに繋がるのではないかなど、様々な意見が出されたところです。

一方、各団体は資金的な問題や人材の育成など様々な問題を抱えており、行政側でサポート体制を整えることも必要ですが、やはり、自分達で力をつけていくことも考えていかなければならないというような意見も出されました。

昨今、「協働」という言葉が話題になることが多くなりましたが、必ずしも行政で考えている協働と市民が考えている協働が一致しているとは言えないのが実情です。行政の意識としては、ややもすると財政的な事情を背景に事業のスリム化を図るため、事業を見直し市民との協働を進めていくといった面ばかりが強調されているように感じます。しかし、本来の協働は、自分達のまちを住みやすいまちにしたい、安心して安全に暮らせるまちにしたいなどの思いを実現するために、行政をはじめ企業や教育機関など様々な分野の機関・団体と何か一緒に取り組みことができないだろうか、そんなところからはじまるものです。

協働の取組を進めるためには、市民と行政の双方がお互いの意見に耳を良く傾け、どうしたら上手くいくのか、既存の制度の枠を超え何かできる良い方法はないかなど、対等な立場で一緒に考えていくことが大事です。

今後、市民活動や協働に関する施策を進めていく上でも、様々な課題に直面することもあるかと思えますし、また、社会的なニーズや地域が抱える課題も状況に応じ変化していくと考えられます。

そうした意味では、本書の内容は、旭川市の市民活動の支援、協働のまちづくりの推進に向けた第一歩になるものです。市民の活動が活発であることは、まちの元気にも繋がっていきます。市民活動交流センター（仮称）の開設をはじめ、市民活動の盛り上がりと市民と行政との協働を通じ、本市の市民活動がより活発になり、市民が主人公となるまちづくりに繋がっていくことを願っております。

平成 21 年 1 月

旭川市市民活動促進検討会議 座長 小河 幸次

《参 考》

市民活動促進検討会議の開催経過

- 平成 18 年度第 1 回 平成 18 年 9 月 14 日（木）
〔議事〕
 - ・ 会議の公開について
 - ・ 座長の選出について
 - ・ 会議の運営について旭川市市民活動基本方針及び市民活動交流センター（仮称）について
会議の概要と進め方について

- 平成 18 年度第 2 回 平成 18 年 10 月 19 日（木）
〔議事〕
 - ・ 市民活動への支援の具体策について

- 平成 18 年度第 3 回 平成 18 年 11 月 20 日（月）
〔議事〕
 - ・ 市民活動交流センター（仮称）の事業内容等について

- 平成 18 年度第 4 回 平成 18 年 12 月 26 日（火）
〔議事〕
 - ・ 市民活動交流センター（仮称）の事業内容
市民活動交流センターで果たすべき機能の具体的内容
 - ・ 利用方法について

- 平成 18 年度第 5 回 平成 19 年 1 月 15 日（月）
〔議事〕
 - ・ 市民活動交流センター（仮称）の運営方法

- 平成 18 年度第 6 回 平成 19 年 2 月 20 日（火）
〔議事〕
 - ・ 市民活動への支援について
情報の共有化
人材の育成
資金の確保

- 平成 18 年度第 7 回 平成 19 年 3 月 28 日（水）
〔議事〕
 - ・ 市民活動促進検討会議と庁内協働ワーキンググループとの意見交換
庁内協働ワーキンググループの作業説明
協働に関わるフリートーキング

○平成 19 年度第 1 回 平成 19 年 9 月 11 日（火）

〔報告〕

- ・市民活動交流センター（仮称）の実施設計について
- ・市民活動団体及び市民活動交流センター(仮称)に関するアンケートの実施について

〔議事〕

- ・市民活動団体と行政との協働推進の施策について

○平成 19 年度第 2 回 平成 20 年 3 月 17 日（月）

〔報告〕

- ・市民活動団体に対するアンケート結果について
- ・市民活動交流センター（仮称）について
- ・市民活動支援情報システムの整備について

〔議事〕

- ・市民活動交流センター（仮称）の運営について
- ・市民活動への支援のための施策、協働推進のための施策の取りまとめについて

○平成 20 年度第 1 回 平成 20 年 8 月 12 日（火）

〔議事〕

- ・市民活動情報ホームページの構築について
（市民活動支援情報システムの整備について）
- ・市民活動交流センター（仮称）の考え方について
- ・市民活動への支援のための施策、協働推進のための施策の取りまとめについて

○平成 20 年度第 2 回 平成 20 年 10 月 29 日（水）

〔議事〕

- ・市民活動への支援のための施策、協働推進のための施策の取りまとめについて
- ・市民活動情報ホームページについて
- ・市民活動交流センター（仮称）について

○平成 20 年度第 3 回 平成 21 年 1 月 23 日（金）

〔議事〕

- ・市民活動促進検討会議の今後のスケジュールについて
- ・市民活動への支援のための施策、協働推進のための施策の取りまとめについて
- ・市民活動交流センター（仮称）について

市民活動促進検討会議参加者名簿

氏 名	備 考
岩本 美津枝	
小 河 幸 次	座 長
河 村 勁	平成 18 年度
鈴木 美代子	平成 20 年度～
高橋 千恵子	平成 18 年度
竹 内 訓	
奈 良 恵 子	
成 田 一 芳	
榆 龍 之	平成 18・19 年度
貫 田 航	
普久原 涼太	
美浪 美柰子	平成 19 年度～
山 口 正 剛	平成 20 年度～

(50 音順、敬称略)